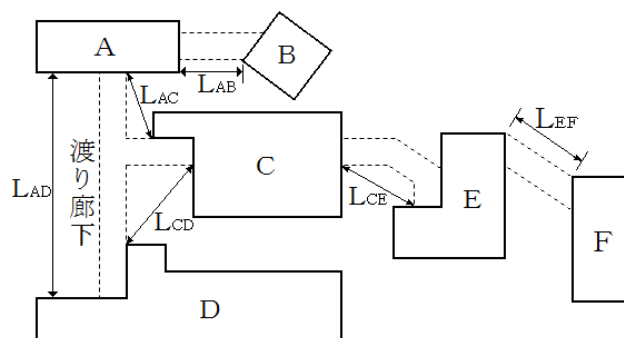


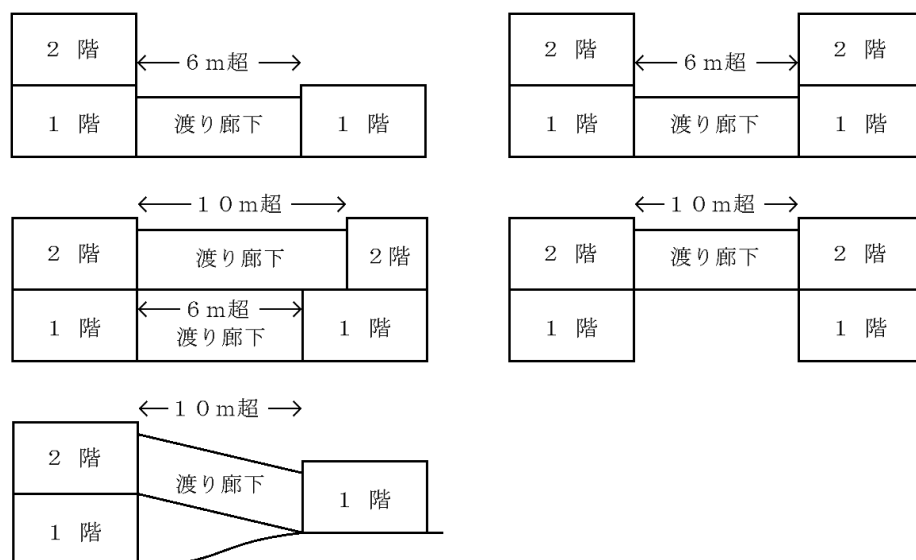
第2節 各論

第1 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）がない限り、敷地でなく、棟であること。
 - (1) 棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。
 - (2) 本基準に適合する場合は原則として政令別表第1の適用に当たって別の防火対象物として扱うものであること。
 - 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防用設備等（屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備（政令第19条第2項によるもの。）及び消防用水を除く。）の設置について別棟として取り扱うことができるものであること。
 - (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからエまでに適合している場合
 - ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。
 - イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。
 - ウ 接続される建築物相互間の距離は、渡り廊下の接続部分の建物相互間の距離とし、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。ただし、次の（ア）から（ウ）までに適合する場合は、この限りでない。
- (注) 建築物相互間の距離は、次によること（第1-1図、第1-2図参照）。
- ① 渡り廊下における接続部分の最短距離（接続部から接続部まで）とすること。
 - ② 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。
 - ③ 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと。
 - ④ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。



第1-1図



第1－2図

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3 m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。）については、次のa 又はb によること。

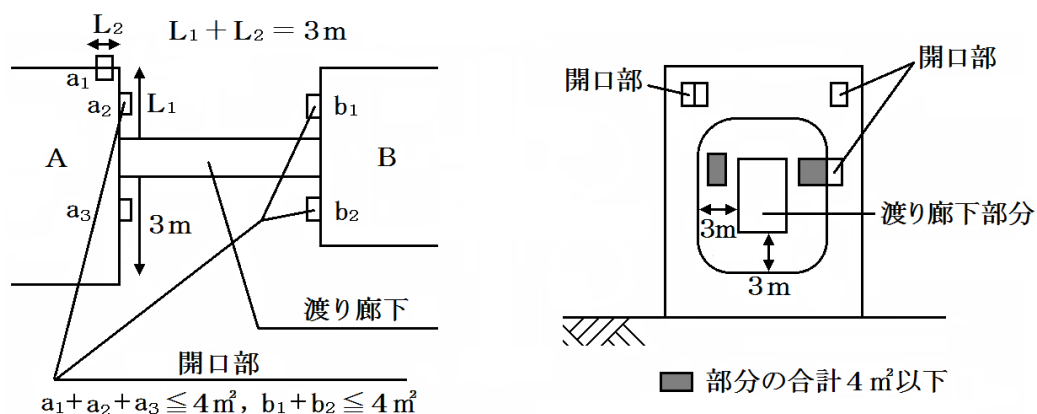
a 防火構造で造られていること。

(a) 外壁については、平成12年建設省告示第1359号 防火構造の構造方法を定める件によること。

(b) 屋根については、平成12年建設省告示第1367号 準耐火建築物と同等の性能を有する建築物等の屋根の構造方法を定める件によること。

b a 以外のものについては、防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4 m²以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあっては、この限りでない。



第1－3図

(注) ① ただし書の適用について、建築物相互間の距離が3 m以上である場合には、開口部面積は問わないものとする。

② 面積4 m²以内の開口部とは、第1－3図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A又はB側の開口部面積の合計が4 m²以下であること。

③ 開口部には換気口等が含まれるが、前②の適用は受けないものであること。

(ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。

a 吹き抜け等の開放式であること。

開放式とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

(a) 建築物相互間の距離が1 m以上であり、かつ、廊下の両側の上部が、天井高の2分の1又は高さ1 m以上を廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。

(b) 建築物相互間の距離が1 m以上であり、かつ、廊下の片側の上部が、天井高の2分の1又は高さ1 m以上を廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの。

b a以外のものについては、次の(a)から(d)までに適合すること。

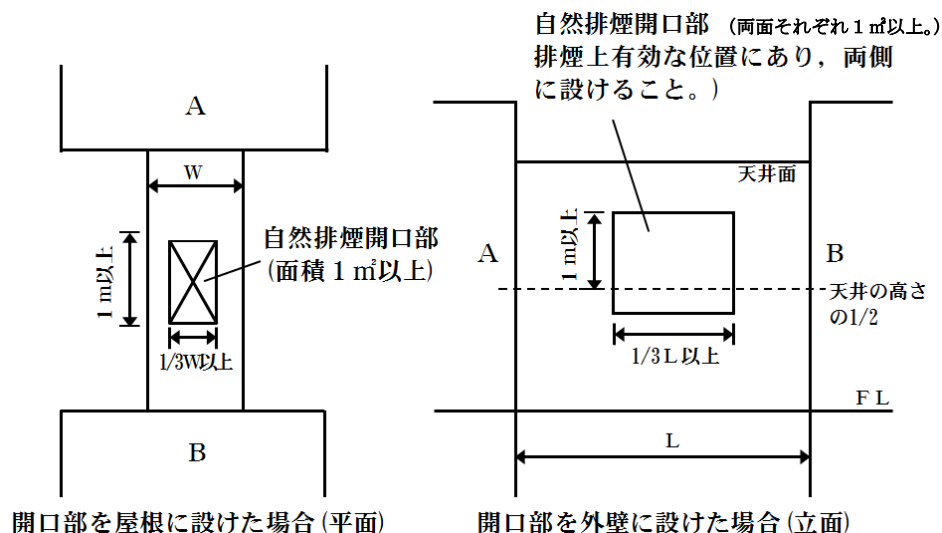
(a) 建築物相互間の距離は1 m以上であること。

(b) 建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(c) 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の開口部の面積の合計は、いずれも4 m²以下であり、当該部分には防火設備で、随時開くことができ、かつ、自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

(注) 防火戸は避難上支障のない場合に限りシャッターとすることができる。

(d) 自然排煙用開口部又は機械排煙設備は、第1－4図のとおり排煙上有効な位置にあり、火災の際、容易に接近できる位置から手動で開放し、又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつては、この限りでない。



第1－4図 渡り廊下の自然排煙用開口部の例

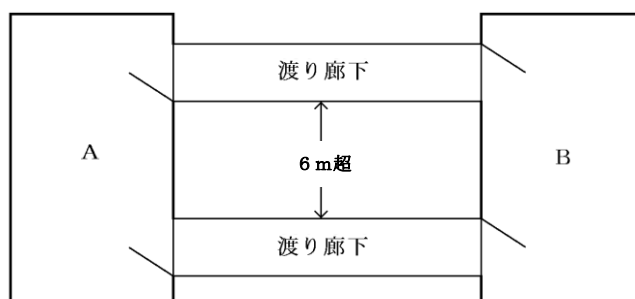
i 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1 m²以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1 m以上のもの、外壁に設けるものにあつてはその両側に渡り廊下の3分の1以上の長さ（長さは最低0.5m以上◆）で、高さ1 m以上のものとし、排煙上有効な

部分（開口部の高さ1 m以上は天井高の2分の1以上の場所とし、それ以外は天井からとすること。）に設けること。又、操作部については、容易に開放できる位置とすること。その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

- ii 機械排煙設備にあつては渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

（注）機械排煙設備の設置については、建基政令の規定を準用すること。

エ 建物の同一階において2箇所以上で接続する場合の渡り廊下の相互間は6 mを超えること。◆



第1-5図

第1-1表 渡り廊下で接続する建築物を別の防火対象物とすることができる要件

種別		要 件					
廊下の用途		通行又は運搬の用途のみに使用されるもので可燃物の存置等がないこと					
廊下の幅員		接続する建築物の主要構造部の構造が木造の場合は3 m未満、木造以外の場合は6 m未満					
接続する建築物相互間の距離		建築物相互間の距離が1階の場合は6 m超、2階以上の場合は10m超					
		接続される建築物の外壁及び屋根の構造又は開口部の大きさ等	構造	1 防火構造又は 2 防火構造の有効なへい又は 3 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備			
				開口部	1 面積の合計が4 m ² 以下及び 2 防火設備		
			廊下の構造等		吹き抜け等の開放式		
					開放式	構造	構造耐力上主要な部分 { 1 鉄骨造又は 2 鉄筋コンクリート造又は 3 鉄骨鉄筋コンクリート造 ※その他の部分は準不燃材料
				接続部の開口部		開口部の大きさ—いずれも4 m ² 以内 開口部の構造 { 防火設備で随時開くことができ、かつ、自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するもの	
		排煙設備	1 自然排煙開口部又は 2 機械排煙設備又は 3 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備				

- (2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合している場合

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分进行いう。）の主要構造部は、耐火構造であること。

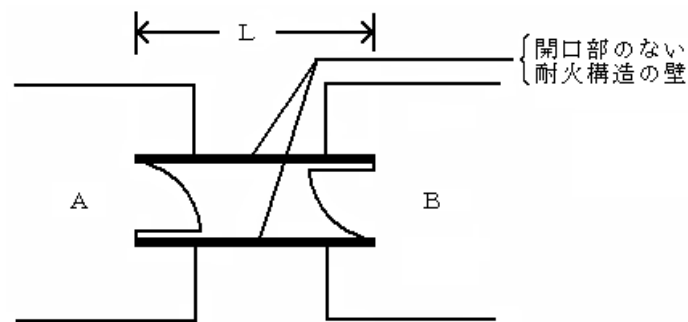
イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火設備相互の間隔进行いう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、この限りでない。

（ア）第1－6図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。

（イ）スプリンクラー設備等を設けた場合の地下連絡路の長さは2 m以上とすること。◆



第1－6図

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4 m²以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、前(1)、ウ、(ウ)、b、(d)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

- (3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合している場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2 m²以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、建基政令第112条第20項及び第21項並びに同第129条の2の4第1項第7号の規定を準用す

ること。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火設備（自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

オ アの換気のための開口部が常時開放式のものにあっては、防火設備を設けること。

- 3 別棟とみなされた場合、各棟の防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

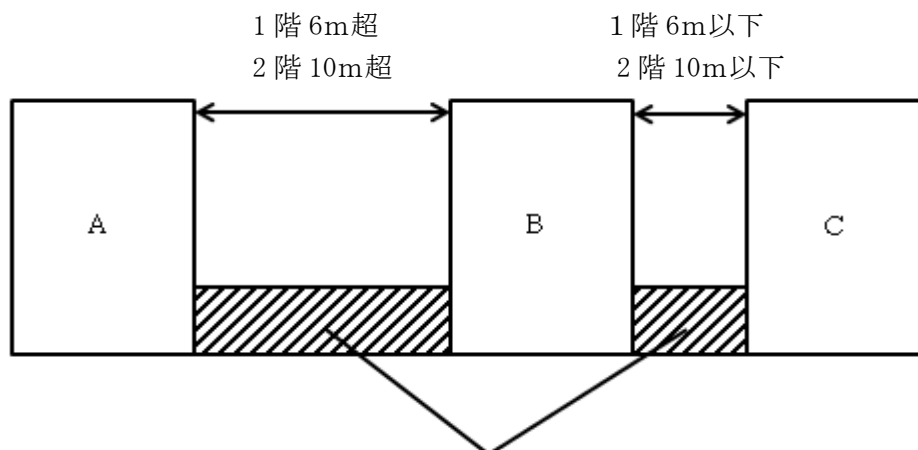
4 その他

- (1) 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。
- (2) 屋外消火栓設備及び消防用水で、同一敷地に係る規定（政令第19条第2項及び政令第27条第2項）の適用については、渡り廊下により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合については、この限りでない（第1－8図参照）。

ア 渡り廊下は、不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下の接続間の距離は、1階にあっては6m、2階にあっては10mを超えるものであること。

ウ 建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあっては3m以下、2階にあっては5m以下である部分を有しないこと。



4(2)ア及びイに規定する渡り廊下

第1－8図

- (注) ① AとBについて、政令第19条第2項及び政令第27条第2項の規定の適用については、別の建築物として取り扱う。
- ② BとCについて、政令第19条第2項及び政令第27条第2項の規定の適用については、一の建築物として取り扱う。